

時報

東京 明治十七年七月十一日 木曜日 第七百廿五號 日曜日 休刊 定價 三錢

公報

○東京府警備第三十一號 伊豆七島ヲ除ク
明治十六年六月甲第三十號ヲ以テ公布式制定候處公布
○告示ニ付屬シ表裏裏面ヲ成シタルモノハ監役所員長役場
ハ諸印紙等見本類ハ郵政務所ニシテ備置シテアルヘシ
但明治十五年二月甲第十二號布達ハ廢止トス
右布達備事

明治十七年七月三十一日 東京府知事芳川順正代理
東京府大書記官藤林綱男

紋任

○明治十七年七月廿九日
兼任内務少書記官 太政官少書記官 青木 貞三
任兵野郎 原 實
兼警備總監 廣瀬 四郎

時事新報

治外法權ヲ實行スル事ト獨立國ヲ維持スル事トハ同時同處
ニ成立スベカラズ日本國ヲ立テント欲スルカ現行ノ治外法
權ハ一日モ速ク撤去セザルベカラズ治外法權ヲ維持セン
ト欲スルカ今日以後我日本國ハ唯退クコトアリテ進ムコトナカ
ルベシ蓋シ社會ノ組織尙キ粗漫ナルノ國ハ治外法權ノ害毒
モ未ク十分ニ其力ヲ顯ハスコト能ハズト雖モ組織漸ク整頓ス
ルニ從テ害毒漸ク其効ヲ呈シ益々整頓シテ益劇烈トナリ遠ニ
一國ノ存亡ニ關スルノ大事件ナル性質ヲ成スニ至ルナリ嘗
ヘバ水車ヲ挾持計トシテ如シ溪流ニ沿ヒテ粗大ノ木道車ヲ仕
掛ク水ノ流レヲ力ヲ假リテ此車ヲ回轉シ此回轉力ヲ送リ
傳ヘテ場内ノ諸仕掛クニ施シ或ハ杆ヲ上ケテ米ヲ搗キ或ハ
臼ヲ廻ハシテ粉ヲ挽ク是即チ日本在來ノ水車コトシテ其仕掛
クハ相應ニ入組ミタルモノナリ然レモ角ニ粗漫ナル仕
掛クナルガ故ニ水ノ分量ニ多少ノ相違アリ又回轉力ノ強弱
運送ニ多少ノ相違アルモ水車全体ノ體キ上ニ格別ノ故障
アルヲ見ザルハ勿論蓋シレバ水車輪ノ間ニ小石ヲ投入シ極
軸ノ軋ル所ニ豆粒ヲ挟ムモ爲メニ諸仕掛クノ運動ニ變化ノ
痕跡ヲ見ズテ水車ハ依然タル水車ナルベシ然レモ我々ガ
日夜使用スル所ノ挾持計ハ然ラズ等々器械學上ノ一器物
ナレモ其仕掛ク頗ル細密精巧ニシテ米搗キ水車ノ粗大ナル
ニ似ズ一輪ヲ損シ一螺絲ヲ毀ルヘ勿論一螺絲ノ廢棄ナリ其一局
部分ニ僅クモ忽チ全仕掛クノ運行ヲ止メ時計ノ用ヲ爲スコ
能ハズ故レモハ小石豆粒ヲ投スルモ故障ノ痕跡ナキ此レモ
ハ一螺絲ヲ挾ムテ忽チ全体ノ仕掛ク中止スルハ何ゾヤ蓋シ
器械ノ精粗一様ナラザレバナリ社會ノ組織モ亦斯ノ如ク蓋
永固固以來明治維新ノ後ニ至ルマデ彼ノ治外法權ノ我國ニ
存在シタルハ今日ト相異ナル所ナシ而シテ此際我國人ガ治
外法權ノ害毒ヲ感スルコト漸ク感ホコレヲ感スルモ未ダ國ノ
存亡ニ關スル程ノ大事件ナリト覺明スルニ至ラザレバ當
時社會ノ組織尙キ甚ダ粗漫幼稚ニシテ水車一般ノ仕掛クナ
キモノナラズト十分ニ其弊ニ察シテ忘ルモカザルモノト
ナリタルハ其仕掛ク時計ノ精巧ニ遠シタルナリ蓋シ日本
政府ノ租稅ガ地租ト外ニ二ノ雜稅ヨリ成立チ日本國人ノ欲
望ガ尙キ文明ノ諸物ニ及ブノ暇ナキ昔日ノ天地ニ在テハ國
内數箇處ノ居留地數千ノ外國人アリテコレヲシテ思フ儘ニ
治外法權ノ自由ヲ恣ニシテモ決シテ要フルコト足ラズト
シテコレモ近來ノ如ク文明政府ニ必要ノ費用漸ク増加
シテコレヲ人民ニ賦課スルガタメ或ハ酒稅烟稅或ハ賭
券印紙稅訴訟印紙稅等百般ノ稅制定改定ノ度毎ニ忽チ治
外法權ノ面前ニ横ルアリテ其運行ヲ許サズ稅則ノ性質愈々
要ナレバ法權ノ及ブ處愈々縮小シテ荷クモ斯レ法權ノ存在スル限
リハ國事ノ進行ヲ停止スルノ外工風ナシト覺悟スルニ至リ
タルコトコトシテ前後ノ變化其次第スル所實ニ明白ナリト申ス
ベシ

果シテ前條ノ次第ニ相違ナラバ治外法權ハ社會文明ノ進歩
ト共ニ漸ク其害毒ヲ披露スルモノコト近來我日本國ニ治
外法權ノ害毒漸ク披露ナルハ社會ノ組織漸ク精密ナリ其
文明モ亦既ニ尋常普通ノ程度ニ達シタルノ明證ニシテ我々
日本國人ノ志ヲ強クスルニ足ルモノト云フベキナリ試ニ日
本ノ社會ヲシテ三十年前ノ古ニ復シテ今日我々ノ苦惱
スル治外法權ハ忽チ其威力ヲ失フベシ治外法權惡キナラザ
ルニアラズト雖モ斯レ組織ノ社會ニ向ヒテハ空家ヲ棒ヲ振
ルト一般何ノ影響ヲモ生スルコト能ハザルナリ若シ我日本社
會ヲシテ今日大變ニ古ニ復シテ今日我々ノ苦惱スル治
外法權決シテ恐ルニ足ラズ我々ハ實心至極ナリト雖モ如
何セン我々ハ古チ願ヒテ今日ニ達シタル者ナリ今日更ニ進
ミテ後ノ行路ヲ急ぎ後ノ今ヲ見ルコト猶ホ今日ノ古チ見ルガ如
クナラシメント欲スル者ナリ然レモ我々ノ行路ノ艱難ナル
前途尙キ望洋ノ歎アル今日ニ當リテ早ク既ニ治外法權ニ面
對シ更ニ一歩モ我々は伸バズコト能ハズ蓋シカ國ノ獨立ヲ
如何ニシテ進マンカ此十次ノ諸仕掛クニ實ニ過渡維谷ナル
地位ニ立ツモノト云フベキナリ或ハ今日治外法權ハ一朝ニ
シテ撤去スルコト蓋シ難シ故ニ先チ向テ五年ナリ八年ナリ十
期シテ徐々ニコレヲ撤去シタルノ玉成ヲ求ムベキナリ
ト然レモ我輩ハ此論論ニ服スルコト能ハズ思フニ或人ト雖モ
我社會ノ進行ハ今日既ニ治外法權ニ衝突シタルヲ知ルコトナ
ラン治外法權ニシテ存在スル限リハ地上一步モ進ムベカラ
ザルコト知ルコトナラザレバ五年或ハ八年ノ後ヲ期シテ此
法權ヲ撤去セシムコト云フハ此等間社會ノ進行ハ如何ニシテ
一切ノ國事ヲ停止シ今日ノ地位ニ在リテ空シク法權ノ
過去ヲ待テシテ我輩文明ノ風潮ニ乘リテ進ムコトナリ今日
本社會ノ進行スル尙キ且其速度ノ十分ナルヲ知ルコト折
柄況シテ此進行ヲモ暫時停止シテ今日ノ地位ニ在リテ空シク
スルコトナラズ大變ニ古ニ復シテ今日我々ノ苦惱スル
治外法權ハ一日モ速ク撤去セザルベカラズ治外法權ヲ維持スル
事モ猶ほ躊躇スベカラズ然ラバ則チ五年八年ノ後ヲ俟タズ

時モ猶ほ躊躇スベカラズ然ラバ則チ五年八年ノ後ヲ俟タズ
シテ今日我々ノ苦惱スル治外法權ヲ撤去シテ我輩文明ノ風潮
ニ乘リテ進ムコトナリ今日我々ノ苦惱スル治外法權ヲ維持ス
ル事モ猶ほ躊躇スベカラズ然ラバ則チ五年八年ノ後ヲ俟タズ

○七月二十二日龍動 凡そ十萬人計りの人数ハイド、ハ
一ノ(龍動府中の公園)に集會し州郡選舉權の擴張を賛成す
る旨の決定書を出して之を可決し又州郡政權改革議案ニ關
して上院の所爲を非難する旨の決定書を可決したり○巴里
にコレヲ病氣シ八名死去したる旨昨日報告あり
○同月二十日同所發 英國政府と和蘭政府と之ヲノム侯ガ
ニセロ號の水夫を拘留する事件に就キ共同して其處置を行
ふべシ旨を約定せり

電報

○同月十七日巴里發 郵政の問題は日延びたり(佛
議院にて郵政事件ニ關しての討論が日延びたり云云
か)○内閣より順化府の條約を議院に下附したり此條約ハ
はピンズアン、ウヒヤン、サンキア、ヘーチエンの地と安南
ニ與ふる旨を載せたり又佛國はチヌニスに施したる法を
南にも施すべシ見込なり

○山階宮 山階宮に之隨員一同去月六日歐洲へ向け紐育を
出帆せられたる由前號に記載せしが同月十七日龍動へ發着
せられ暫時同所の日本公使館に御滞在の上上海軍へ入學さる
、都合なりと又同宮が米國汽車中にて負はせられ去傷ハ
全く平癒せし由六月二十日發兌の龍動支那新聞見ゆ

雜報

○河村海軍卿 去る二十五日午後九時横濱より神戸港に到
着したる河村海軍卿は翌二十六日午前八時頃より海軍中佐
田中綱常、黒岡常力、岡大尉高田政久等の諸氏を從へ小野濱
の海軍造船所并に檢査會社兵庫造船所を巡視したりと
○復本公使出發 前號に記載せし如く復本公使に之夫人と
伴ひ昨日午後二時四十五分新橋發は汽車にて横濱へ赴き同
港發の名古屋丸に搭し清國北京公使館へ赴任しより右
ニ付送別として伊藤、佐々木兩參議と始先宮内、外務、海
軍等の官吏百餘名何れも新橋迄送りたり

○勅使 書上にて昨日午前九時片岡侍從を勅使として故水
本參事院議官の靈前へ就て玉帛並幣帛料金若干圓を下賜さ
れたり

○都督の禮狀 先頃近衛兵が日光地方へ長途行軍となした
る際栃木縣下野道の人民が厚く驛軍を協助し禮狀として
此禮近衛都督彰仁親王殿下より三島同縣令へ左の文書を送
られたる由にて都役所より戶長役場を経て夫々人民へ示し
たるよし

○先般其縣へ都下歩兵第二聯隊行軍演習行爲致儀禮道
郡戶長ノ禮當ハ勿論町村人民ノ厚意ニ預リ且栃木金崎地
方ニ在テハ強固出水ニ際シ無慮危險地帯ヲ避テ進行ニ期
カテ歩兵第二聯隊行軍演習ノ諸事ニ當リテ諸事ニ當リテ諸事
及出陣禮狀等ハ皆都督彰仁親王殿下より示されたる由

長篇

○禁酒 上野
○西十
○翰林院
○官舎
○官舎
○官舎